

各短期入所事業所管理者
各日中一時支援事業所管理者 } 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和8年度岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金
の交付申請について

日頃から、本県の障がい児者医療の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、標記事業を実施される場合は、標記補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付申請書の提出をお願いします。

なお、本補助事業を含む来年度予算（案）については、現在、議会上程中であり、交付申請書の提出をもって補助事業を採択するものではありません。

記

- 提出書類 別記第1号様式（添付書類含む） 1部
※別紙（1）【令和8年度スケジュール表】を参照してください。
要綱様式は岐阜県医療福祉連携推進課のホームページに掲載しております。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11998.html>
- 提出方法 郵送
- 提出期限 令和8年4月1日（水）
- 提出先 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係
- 留意事項
 - 令和8年度（4月～3月）の実施見込みを記載してください。
 - 歳入歳出予算書抄本には原本証明をしてください。
 - 本補助金運営は別紙（1）「岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金の運用方法について」及び別紙（2）「岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金にかかる医療的ケア児等の判定書の取り扱いについて」のとおりに行いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係			
係長	水谷	担当	藤枝・墨井
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-1111（内線3284） FAX：058-278-2871 E-mail： sumi-kiyono@pref.gifu.lg.jp			

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金の運用方法について

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

本補助金は、下記に従って運用しますので、ご協力をお願いいたします。

【補助金の支払いについて】

- ・原則、年度終了時の1回

【実績報告について】

- ・毎月の実績報告書類一式を翌月の10日までに提出（短期入所事業、日中一時支援事業の利用実績及び補助金の執行見込みの把握のため）
- ・年度末に年度の総実績の報告及び額の確定（年に1回）

【補助交付金額について】

- ・予算の範囲内で補助金を交付しますので、補助申請額満額で交付決定できない可能性があります。

【令和8年度スケジュール表】

《日程》	[事業者]	[医療福祉連携推進課]
4月 (4月1日(水)までに 交付申請書を提出)	交付申請 【別記第1号様式】 【別紙(1)】【別紙(2)】 【別紙(4)】【歳入歳出予算書抄本】	交付決定 【別記第3号様式】
前月分の実績報告書を、 毎月10日までに提出	実績報告 (別記第5号様式) 【別紙(1)】【別紙(2)】 【別紙(3)】【別紙(4)】 ※別紙(4)は利用者の追加があった場合 ※月次報告では別記第5号様式 実績報告 書の提出は不要です。別紙(1)～(4) のみ提出してください。	
翌年2月～3月ごろ 年間利用見込みの見直 しに伴う変更交付決定	変更交付申請 【別記第2号様式】 【別紙(1)】【別紙(2)】 【別紙(4)】【歳入歳出予算書抄本】	変更交付決定 【別記第4号様式】
翌年3月以降 ※別途連絡予定	実績報告(3月末までに) 【別記第5号様式】 【別紙(1)】【別紙(2)】 【別紙(3)】【別紙(4)】	額の確定(4月) 【別記第6号様式】

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金にかかる
医療的ケア児等の判定書の取り扱いについて

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金にかかる医療的ケア児等の判定書の取り扱いについては下記のとおりとする。

＜判定書の提出時期について＞

- (1) 申請時
- (2) 利用者の追加があった月の実績報告時

＜判定書の有効期限について＞

- (1) 申請時
 - ・申請日の3ヶ月前の日付以降の判定書を有効とする。
 - ※例 申請日が令和8年4月1日の場合、令和8年1月1日付け以降の判定書を有効とする。
- (2) 利用者の追加があった場合
 - ・短期入所事業及び日中一時支援事業の初回利用日の3ヶ月前以降の判定日を有効とする。
 - ・判定日以前の短期入所事業及び日中一時支援事業の利用は補助対象外とする。

＜判定書の提出回数について＞

- ・判定書は同一年度内に1回以上提出しなければならない。

※ただし、旧年度事業分として旧年度の1月1日以降に判定書が提出されている場合は、その判定日が新年度の申請日から3ヶ月以内であれば、旧年度に提出された判定書を原本とし、新年度の申請時には原本の写しを提出することで足りることとする。

＜スコアの切り替えについて＞

- ・スコアに変更が生じた場合は、判定日をもって、スコアの切り替えが行われたこととする。

※例 令和8年4月1日時点でスコアが9点の利用者Aさんが令和8年5月15日付の判定書をもって15点に変更となった場合

- 令和8年4月1日～5月14日までの利用については補助対象外。
- 令和8年5月15日以降の利用は補助対象。

本書に記載する事項については、令和4年度実施分から適用する。